

【医療情報】新型コロナウイルス関連情報（4月17日現在）

- 報道によれば、アルゼンチン国内では2758名（昨日から89名増）の累計感染者数、うち129名の累計死亡者数、666名の累計治癒数が報告されています。
- 当国に居住、または短期的に滞在している方を対象とした、強制隔離措置DNU（355／2020）が4月26日まで継続中。同時に、非居住者の方々の入国の禁止も同日まで継続中です。
- 地方におられる非居住者の方々が、強制隔離期間中にご帰国のために、首都へ移動される際には、所在地を出発される最低48時間前までに申請を行う必要がありますので、時間的余裕を持ち、事前に当館領事班までお知らせください。

【本文】

1 報道によれば、アルゼンチン国内では2758名（昨日から89名増）の累計感染者数、うち129名の累計死亡者数、666名の累計治癒数が報告されています。

2 強制隔離関連報道等

（1）ブエノスアイレス市における70歳以上の高齢者に対する外出許可制の導入

17日、ラレタ・ブエノスアイレス市長は、記者会見の中で、ブエノスアイレス市では、20日から、70歳以上の居住者・非居住者の外出を申請による許可制にすると発表しました。買い物、支払い、ペットの散歩などによる外出も含まれる予定とのことです。許可は発出から24時間有効で、147に電話してコード番号（警察や治安当局の求めがあれば提示する必要があります）を入手する必要があります。年金の受け取り、診察や予防接種の場合には事前申請は必要ない見込みとのことです。

（2）感染者ゼロあるいは少ない州での経済活動等の再開

報道によると、17日、カフィエロ内閣官房長官がテレビ番組において、感染者がゼロか少ない州においては、20日から（経済・社会）活動を再開する可能性があることを明らかにしました。ただし、各州政府による厳しい管理が要求され、感染数が増加した場合は取り消されとのことです。なお、ブエノスアイレス州では、感染者がいないか、感染者が少ない州内の98市で26日からの活動開始を検討しており、その旨キシロフ同州知事からフェルナンデス大統領に提案がなされているとのことです。

（3）首都内医療関係者に対する検査

16日、ブエノスアイレス市政府は、院内感染及びそれによる医療崩壊を防ぐことを目的として、市内の公共医療機関関係者全員に対し、検査を課すことを発表しました。現在、同市及びブエノスアイレス州の5つの医療機関において、合計約100名の医療関係者の感染が報告され、200名が結果待ちの状況であるとのことです。

（4）新型コロナウイルス疑い症例の判断基準変更

16日、亜保健省は新型コロナウイルスの感染疑い症例について、37.5度以上の熱があり、

1 咳, 2 嚥下障害 (咽頭痛), 3 呼吸困難, 4 嗅覚あるいは味覚異常 (臭いや味覚の喪失) のいずれかの症状がある場合で, 直近 1 4 日間に以下 (ア～ウ) の条件を満たす人は新型コロナウイルスの疑わしい症例と見なすと発表しました (当館注: 主な変更点は, 1 発熱が 3 8 度から 3 7. 5 度に引き下げられ, 2 嗅覚あるいは味覚異常という条件が加わっています)。

ア 新型コロナウイルス感染者と接触履歴がある。

イ 海外旅行歴がある。

ウ 亜国内で新型コロナウイルスが感染している地域への旅行又は居住歴がある。

疑い症例の第二の基準として, 肺炎の症状を訴え, レントゲン検査の結果が肺炎を示唆しており, かつそれらを説明できる原因を持っていないこととしています。

(5) 学校再開時期未定

1 6 日, トロタ教育大臣は, 危険を冒すことはできないとして, 短期的には学校を再開する条件にはなく, その時期は未定である旨述べています。その上で, 今学期 (2 0 2 0 年度) の再開ができないというわけではないと強調し, 学びの機会を保証するために, 学校再開のために尽力しているとしています。

3 地方に滞在されている皆様が首都へ移動される際の注意事項

地方におられる非居住者の方々が, 強制隔離期間中にご帰国のために, 車両 (バスやレミ ー ス) で首都へ移動される際には, 所在地を出発される最低 4 8 時間前までに申請を行う必要がありますので, ご帰国のために移動のご予定のある方は, 時間的余裕を持ち, 事前に当 館領事班 conbsas@bn.mofa.go.jp までお知らせください。細部は「地方に滞在されている皆様が首都へ移動される際の注意事項」をご参照ください。 <https://www.ar.emb-japan.go.jp/files/100043069.pdf> (以上)